

評 価 書

1 政策	公害事件の処理
2 政策の目標、目的	多様化する公害紛争への対応を図り、公害事件の迅速かつ適正な処理を図る。
3 評価の実施時期	平成 17 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>(1) 公害紛争処理に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定により、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図ることとされている。</p> <p>(2) 平成 16 年度における公害事件の係属の概況</p> <p>平成 16 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた公害事件は、責任裁定事件 1 件及び原因裁定事件 2 件の計 3 件である。これらに前年度から繰り越された 13 件を加えた計 16 件（調停事件 4 件、裁定事件 12 件）が平成 16 年度に係属した。このうち 5 件（調停事件 2 件、裁定事件 3 件）が平成 16 年度中に終結し、残り 11 件は平成 17 年度に繰り越された。</p> <p>このほか、水俣病損害賠償調停申請事件に係る慰藉料額等変更申請については、新たに受け付けた 4 件が平成 16 年度に係属し、いずれも平成 17 年度に繰り越された。</p> <p>【平成 16 年度に係属した公害事件】</p> <p>（調停事件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件 ・東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件 ・新潟空港騒音被害調停申請事件（2 件）（終結） <p>（裁定事件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市における低周波音被害責任裁定申請事件（終結） ・越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件（終結） ・高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件 ・有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件（2 件） ・荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件 ・新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件（終結） ・北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件 ・名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件 ・富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（新規） ・茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件（新規） ・日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件（新規） <p>(3) 係属事件の処理状況</p> <p>ア 係属した調停事件の処理状況</p> <p>係属した調停事件のうち新潟空港騒音被害調停申請事件については、調停期日の開催や現地調査の実施等の調停手続を進めてきたところ、申</p>

<p>5 政策の実施状況及び達成状況</p>	<p>請人から本申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。</p> <p>そのほか平成 17 年度に繰り越された 2 件についても、平成 16 年度中に調停期日の開催や現地調査の実施などの処理手続を進めた。</p> <p>イ 係属した裁定事件の処理状況</p> <p>係属した裁定事件のうち深川市における低周波音被害責任裁定申請事件及び越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命等の裁定手続を進めてきたところ、それぞれ職権で調停へ移行し、調停成立により事件は終結した。</p> <p>また、新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命等の裁定手続を進めてきたところ、申請人から本申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。</p> <p>そのほか平成 17 年度に繰り越された 9 件についても、平成 16 年度に調停期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命などの処理手続を進めた。</p> <p>係属した事件のうち、富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件は、公害紛争処理制度に特有の制度である原因裁定の嘱託制度が初めて活用された事件である。</p> <p>また、東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件については、東京都公害審査会からの引継ぎがなされた事件であり、深川市における低周波音被害責任裁定申請事件、名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件、新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件及び北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件については、都道府県公害審査会等に調停事件として係属した又は現に係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がなされた事件である。</p>
<p>6 評価の観点</p>	<p>(1)多様化する公害紛争への対応が図られたかどうか。</p> <p>(2)公害事件の処理手続が迅速かつ適正に行われたかどうか。</p>
<p>7 評価を行う過程において使用した資料等</p>	<p>各事件の処理経過等に関する諸資料</p>
<p>8 評価の結果</p>	<p>(1)多様化する公害紛争への対応</p> <p>平成 16 年度の係属事件 16 件のうち、12 件が裁定事件となっている。これらの中には、都道府県公害審査会等に調停事件として係属したものの解決が困難であったことから、当該公害紛争を解決するために裁定事件として公害等調整委員会へ申請がなされたという経緯をもって、裁定制度が活用されたもの（5 件）、裁判所から原因裁定の嘱託がなされた事件（1 件）、化学物質問題に係る紛争（3 件）のように因果関係の解明が困難な紛争について裁定手続が利用された事件も見られることから、裁定制度の多様な活用がなされたものと考ええる。</p> <p>また、低周波音に関する紛争（3 件）など従来の騒音や振動の種類とは異なるものの、騒音や振動に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として取り上げるなどしており、社会のニーズに対応した制度の運用がなされたものと考ええる。</p> <p>以上より、多様化する公害紛争への対応が図られており、目標は達成されたものと考ええる。</p> <p>(2) 公害事件の迅速かつ適正な処理</p> <p>平成 16 年度の係属事件 16 件のうち、国、地方公共団体、公団等の公的機</p>

8 評価の結果

関が当事者として含まれる事件は 11 件となっており、これらの中には、規模が大きく、因果関係の解明が困難であるものも見られた。これらを含め、公害事件の処理に当たっては、現地調査の実施や専門委員の任命（平成 16 年度に新たに任命した 4 名を含め、同年度の専門委員数は 14 名）等により専門的知見を注いで精力的に事件処理手続を進めた。また、特に大型事件等の審理においては、計画審理や集中証拠調べ等の集中審理を実施するなど、迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。

また、平成 16 年度中に終結した裁定事件 2 件は、いずれも職権調停の成立により終結している。このことは、公害等調整委員会という公正中立な第三者が両当事者の間に入って裁定手続を進める中で、客観的事実の解明及び当事者双方における共通の認識や理解が進み、その結果として、当初申請人が求めていた裁定という法律的判断によるのではなく、当事者間における合意の成立という形で紛争の解決が図られたものとする。

さらに、係属事件の中には申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものも多く見られるが、当事者の事情等を考慮して、手続進行に資する方法等について分かりやすく説明を行うことに努め、円滑な紛争解決が図られたものとする。

以上より、公害事件の迅速かつ適正な処理が図られており、目標は達成されたものとする。

評 価 書

1 政策	地方公共団体に対する指導等
2 政策の目標、目的	都道府県公害審査会等との連絡協議、地方公共団体に対する指導等を行うことにより、公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情の適切な処理の促進を図る。
3 評価の実施時期	平成 17 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>【公害紛争処理関係】</p> <p>(1) 都道府県公害審査会等に対する指導等に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が置かれ、都道府県には公害審査会（公害審査会を設置しない県は都道府県知事。以下「審査会等」という。）が置かれており、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっている。紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会と審査会等との相互の情報交換、連絡協議等に努める必要がある。</p> <p>(2) 公害紛争処理に係る会議の実施等による連絡協議</p> <p>公害審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」を平成 16 年 6 月 10 日及び 11 日に開催し、藤田耕三公安審査委員会委員長（当時）による「公害紛争処理制度の課題」と題する講演及び高月紘京都大学教授による「廃棄物問題の現状と課題」と題する講演を行い、活発な意見交換を行った。また、都道府県の担当者を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」を 10 月中旬から 11 月上旬にかけて、都道府県の公害紛争処理主管課長を対象とした「全国公害紛争処理主管課長会議」を平成 17 年 1 月 27 日及び 28 日に開催した。</p> <p>また、審査会等から公害事件の受付及び処理状況の報告を聴取し、公害等調整委員会における事件の処理状況と併せて、整理及び分析し、審査会等に対して情報提供を行うほか、審査会等における事件処理の進め方等に関する相談に適宜対応してきた。</p> <p>(3) 係属事件の処理状況</p> <p>平成 16 年度における審査会等における公害紛争の受付・処理状況は、係属事件は 87 件（新規受付 41 件（調停事件 40 件、義務履行勧告申出事件 1 件）、前年度繰越 46 件）であり、うち 45 件が終結（調停成立 18 件、打切り 22 件、申請取下げ 5 件）である。</p> <p>平成 16 年度に受け付けた調停事件 40 件について、申請の内容を見ると、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化のような典型 7 公害以外の生活環境を悪化させる要因を典型 7 公害と併せて主張するものが多く、これらの問題を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件が目立っている。</p> <p>また、被害の態様を見ると、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）が 13 件となっている。</p> <p>さらに、発生源側の当事者を見ると、国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件が 13 件となっている。</p>

<p>5 政策の実施状況及び達成状況</p>	<p>【公害苦情処理関係】</p> <p>(1) 地方公共団体に対する指導等に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談研究会等の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。</p> <p>(2) 「公害苦情調査」の実施</p> <p>全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の受付状況や処理状況を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的に「公害苦情調査」を行い、結果を公表するとともに、都道府県、市町村及びその他の関係機関に配布した。</p> <p>なお、この「公害苦情調査」に当たっては、平成 15 年度調査（平成 16 年度公表）から、公害等調整委員会が実施している「公害苦情調査」と環境省が実施している「公害規制法施行状況調査」の公害苦情に関する調査事項の統合を行い、事務の簡素化及び充実強化を図った。さらに、「電子政府構築計画」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき「公害苦情調査データ処理システム」を開発し、平成 16 年度調査（平成 17 年度公表予定）から同システムによる調査を実施することにより、一層の事務の簡素・効率化を図り、「公害苦情調査」の早期公表に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>(3) 公害苦情処理に係る会議の実施等による連絡協議</p> <p>都道府県、市区町村の公害苦情相談者を対象とした「公害苦情相談研究会」を平成 16 年 9 月 15 日から 3 日間にわたり開催し、公害苦情処理の実例を用いたグループ別研究等を行うとともに、高橋利和横浜市環境保全局公害対策部大気騒音課長による「都市型悪臭苦情の現状と対応について－苦情相談の調停的運用」と題する講演を行った。さらに、人口 10 万人以上の市及び東京都特別区の公害苦情相談員・苦情処理担当者を対象とした「公害苦情相談員等ブロック会議」を 10 月中旬から 11 月上旬にかけて開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。</p> <p>その他、地方公共団体からの公害苦情処理に関する相談に適宜対応してきた。</p> <p>(4) 公害苦情の処理状況</p> <p>平成 15 年度における地方公共団体における公害苦情の受付処理状況は、受付件数が 100,323 件（前年度に比べて 3,710 件（3.8%）の増加）し、昭和 41 年度の調査開始以来、初めて 10 万件を超えた。これに前年度から繰り越された 7,623 件を加えた 107,946 件が係属した。</p> <p>このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、平成 15 年度に公害苦情相談窓口で直接処理した苦情は 94,081 件で、処理率は 88.9%である。</p> <p>また、典型 7 公害の直接処理件数（64,064 件）のうち、48,720 件（76.0%）が苦情申立てから 1 ヶ月以内に処理されている。</p>
<p>6 評価の観点</p>	<p>公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情の適切な処理が行われたか。</p>

7 評価を行う過程において使用した資料等	各種会議における諸資料、公害苦情調査結果報告書
8 評価の結果	<p>審査会等における公害紛争処理については、平成 16 年度における新規受付事件の数及び係属事件の数は、いずれも増加しているが、これらの事件について見ると、典型 7 公害以外の生活環境を悪化させる要因について併せて主張される事件、おそれ公害事件(13 件)、行政主体を当事者とする事件 (13 件)、廃棄物に係る事件など、多種多様な事件が係属している。各審査会等においてはそれぞれ適切な対応がなされているところであるが、公害等調整委員会としても、引き続き事案のより一層適切な処理がなされるよう、相互に連絡協議等に努めることにより連携を図っているところである。</p> <p>このような都道府県公害審査会等との連絡協議により、公害紛争処理制度の円滑な運営がなされており、目標は達成されたものとする。</p> <p>また、公害苦情処理についても、近年、苦情件数が増加している上に、公害規制対象外、公害規制基準内の苦情事案が多くなっている状況下においても、直接かつ早期に処理がなされているところであるが、公害等調整委員会としても、引き続き事案のより一層適切な処理が図られるよう、指導等を行っているところである。</p> <p>このような地方公共団体に対する指導等により、地方公共団体においては公害苦情の適切な処理がなされており、目標は達成されたものとする。</p>

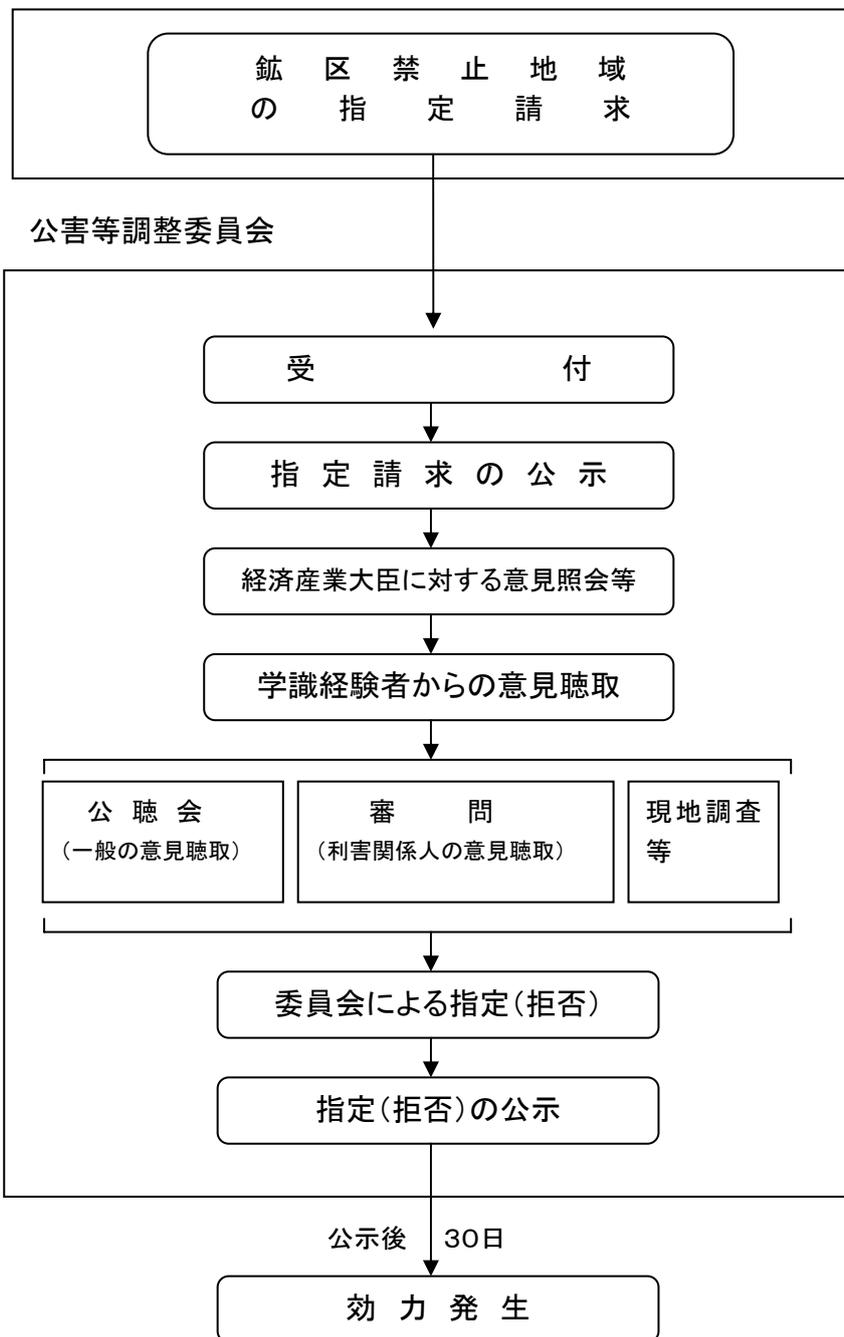
評 価 書

1 政策	鉱区禁止地域の指定
2 政策の目標、目的	鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。
3 評価の実施時期	平成 17 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>(1) 鉱区禁止地域の指定に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在したり、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又はその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）により設けられている。</p> <p>(2) 平成 16 年度における鉱区禁止地域指定請求事件の係属の概況</p> <p>平成 16 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた鉱区禁止地域指定請求事件は、2 件である。これに前年度から繰り越された 1 件を加えた計 3 件が平成 16 年度に係属した。このうち、1 件が平成 16 年度中に終結し、残り 2 件は平成 17 年度に繰り越された。</p> <p>なお、本制度が施行された昭和 26 年 1 月から平成 16 年度末までに指定した鉱区禁止地域は、240 地域（総面積 668, 336 ヘクタール）となっている。</p> <p>【平成 16 年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石見銀山遺跡関係鉱区禁止地域指定請求事件（終結） ・宮ヶ瀬ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件（新規） ・羽地ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件（新規） <p>(3) 係属事件の処理状況</p> <p>ア 平成 16 年度に終結した鉱区禁止地域指定請求事件</p> <p>石見銀山遺跡関係地域（島根県）の指定請求事件について、公害等調整委員会は、平成 16 年 2 月 12 日に島根県知事からの請求を受け付けた後、関係行政機関に対する意見照会等、現地調査、公聴会、審問などの手続を進め、これらの手続によって得られた資料等に基づき審査した結果、指定鉱物の範囲については、請求どおり鉱業法第 3 条に規定する鉱物全部を対象とするとともに、地域指定の範囲については、請求地域のうち、①鉱物の賦存が認められず、将来的にも鉱業実施の可能性がない海面、②経済的に十分稼行可能な砂鉱床が賦存する一方で、鉱物の掘採が行われたとしてもその周辺に所在する文化財の保全に重大な支障が生じるおそれは少ない一部の地域を除き、4, 018. 53ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定することを決定し、島根県知事及びその他関係者に通知するとともに、官報で公示した。</p> <p>イ 平成 17 年度に繰り越された鉱区禁止地域指定請求事件</p>

<p>5 政策の実施状況及び達成状況</p>	<p>平成17年度に繰り越された鉱区禁止地域指定請求事件のうち、宮ヶ瀬ダム関係地域(神奈川県)の指定請求事件について、公害等調整委員会は、平成16年4月20日に国土交通大臣からの請求を受け付けた後、関係行政機関に対する意見照会、現地調査、公聴会、審問などの手続を平成16年度中に進めた。</p> <p>また、羽地ダム関係地域(沖縄県)の指定請求事件について、公害等調整委員会は、平成16年6月11日に国土交通大臣からの請求を受け付けた後、関係行政機関に対する意見照会、現地調査などの手続を平成16年度中に進めた。</p>
<p>6 評価の観点</p>	<p>鉱区禁止地域の指定手続が法の趣旨に則り、適切に行われたかどうか。</p>
<p>7 評価を行う過程において使用した資料等</p>	<p>鉱区禁止地域の指定手続に関する諸資料</p>
<p>8 評価の結果</p>	<p>平成16年度中に終結した石見銀山遺跡関係地域の指定請求事件については、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から請求地域について精査した結果、鉱区禁止地域として指定すべき適切な範囲を判断し、指定がなされたものとする。</p> <p>また、同事件は約11ヶ月で手続が終了しており、さらに平成17年度に繰り越された2件についても、平成16年度末までに、宮ヶ瀬ダム関係地域については請求から約8ヶ月で公聴会及び審問の実施まで、羽地ダム関係地域については約6ヶ月で現地調査まで手続が進められていることから、迅速性という点においても適切に手続が進められたと考える。</p> <p>以上より、法の趣旨に則り、鉱区禁止地域の指定手続が適切に行われており、目標は達成されたものとする。</p>

鉱区禁止地域の指定制度

関係各大臣, 都道府県知事

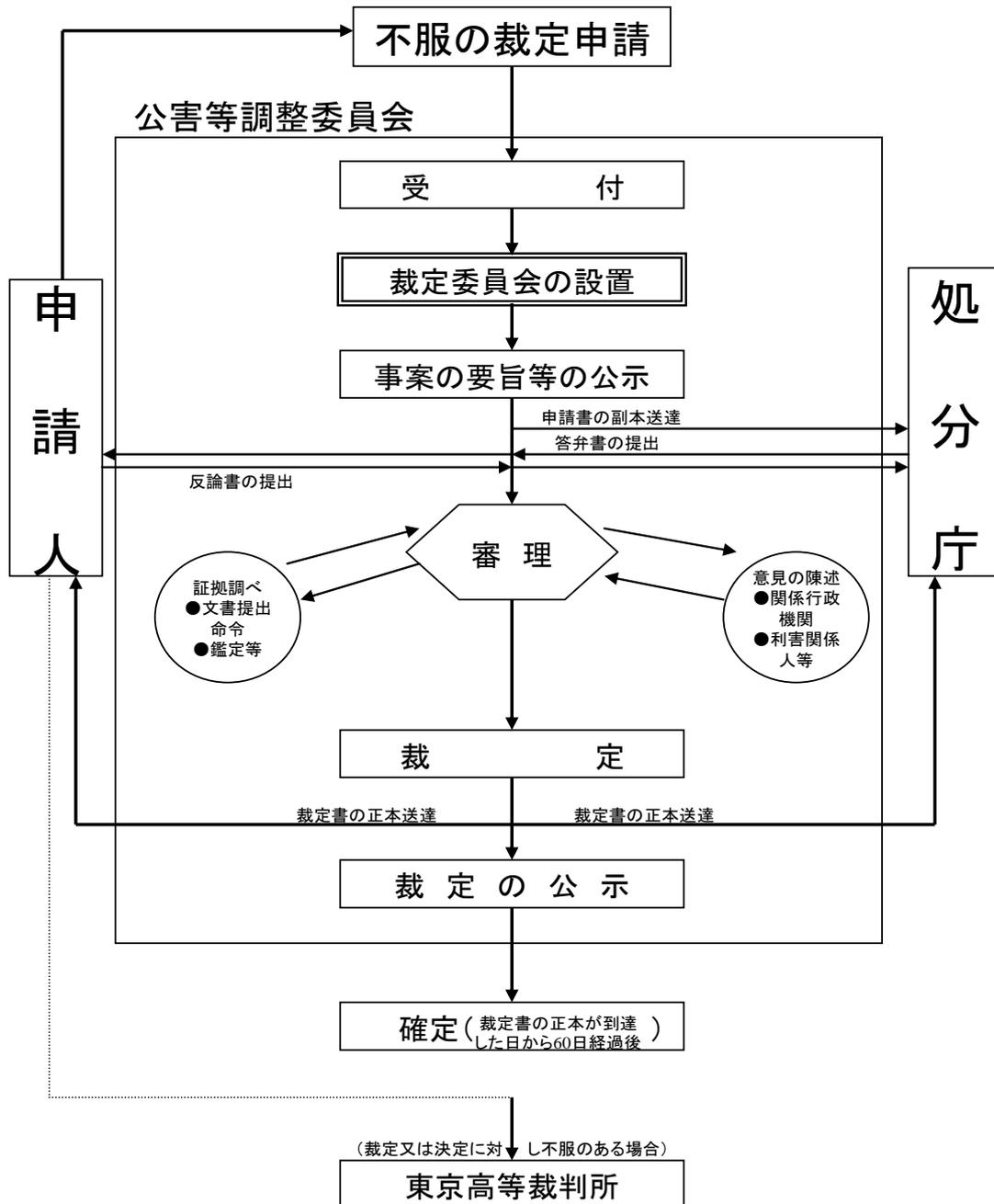


評 価 書

1 政策	行政処分に対する不服の裁定
2 政策の目標、目的	不服の裁定事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。
3 評価の実施時期	平成 17 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>(1) 行政処分に対する不服の裁定に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている。このため、これらの行政処分については、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法の適用が除外されており、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等準司法的な手続により不服の裁定を行っている。</p> <p>(2) 平成 16 年度における行政処分に対する不服の裁定事件の係属の概況</p> <p>平成 16 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた不服の裁定事件は、3 件である。これに前年度から繰り越された 1 件を加えた計 4 件が平成 16 年度に係属した。このうち、2 件が平成 16 年度中に終結し、残り 2 件は平成 17 年度に繰り越された。</p> <p>【平成 16 年度に係属した不服の裁定事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県知事がした砂利採取計画不認可処分取消裁定申請事件（2 件） ・熊本県知事がした岩石採取計画不認可処分取消裁定申請事件（新規）（終結） ・中部経済産業局長がした採石権設定決定申請棄却処分取消裁定申請事件（新規）（終結） <p>(3) 係属事件の処理状況</p> <p>ア 平成 16 年度に終結した不服の裁定事件</p> <p>平成 16 年度に終結した不服の裁定事件のうち、熊本県知事がした岩石採取計画不認可処分取消裁定申請事件について、公害等調整委員会は、平成 16 年 4 月 7 日に裁定申請を受け付けた後、裁定委員会を設置し、審理手続を開始した。そして、当事者の主張の整理、論点整理を行うとともに、3 回の審理期日を開催するなど審理手続を進めたところ、平成 17 年 3 月 30 日に申請人から本申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。</p> <p>また、中部経済産業局長がした採石権設定決定申請棄却処分取消裁定申請事件について、公害等調整委員会は、平成 16 年 5 月 24 日に裁定申請を受け付けた後、裁定委員会を設置し、審理手続を開始した。そして、当事者の主張の整理、論点整理を行うとともに、1 回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成 16 年 12 月 14 日に裁定を行い、本事件は終結した。</p> <p>イ 平成 17 年度に繰り越された不服の裁定事件</p> <p>徳島県知事がした砂利採取計画不認可処分取消裁定申請事件について、公害等調整委員会は、平成 16 年 3 月 9 日（平成 16 年（フ）第 1 号事件）及び 4 月 30 日（平成 16 年（フ）第 3 号事件）に裁定申請を受け付けた後、裁定委員会を設置し、審理手続を開始した（平成 17 年 7 月 21 日、平成 16 年（フ）第 3 号事件を平成 16 年（フ）第 1 号事件に併合する旨決定された。）。その後、当事者の主張</p>

5 政策の実施状況及び達成状況	の整理、論点整理を行うとともに、5回（平成16年（フ）第3号事件については4回）の審理期日の開催、現地確認の実施などの審理手続を平成16年度中に進めた。
6 評価の観点	行政処分に対する不服の裁定手続が法の趣旨に則り、適切に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	各事件についての処理経過等に関する諸資料
8 評価の結果	<p>平成16年度中に終結した2件については、いずれも採石業と一般公益等との調整を図るという見地から手続が進められ、特に、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断を行う手続であるため公正性及び中立性が必要であることや関係する範囲が極めて広範にわたるため専門的知識が必要であること等から、一般的な行政不服申立てとは別に本制度が設けられたという趣旨を踏まえ、当事者双方の意見陳述を尽くさせるのに十分な審理期日の開催、現地調査を含む証拠調べ等が行われた。このような準司法手続が厳正に進められたことにより、各事件の終結に至ったものとする。</p> <p>また、これら2件はいずれも1年以内に終結しており、迅速性という点においても適切に手続が進められたとする。</p> <p>以上より、行政処分に対する不服の裁定手続が法の趣旨に則り、適切に行われており、目標は達成されたものとする。</p>

行政処分に対する不服の裁定制度



評 価 書

1 政策	土地収用法に基づく意見の申出等
2 政策の目標、目的	土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。
3 評価の実施時期	平成 17 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>(1) 土地収用法に基づく意見の申出等に係る公害等調整委員会の任務</p> <p>土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の規定（土地収用法第 27 条第 2 項、第 131 条第 1 項）に基づき、国土交通大臣が①都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分、②国土交通大臣の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を行う際には、あらかじめ公害等調整委員会が、国土全般の有効な利用に資するため、土地利用の調整に関する観点から意見を述べることとされている。</p> <p>(2) 平成 16 年度における土地収用法に基づく意見の申出等事案の係属の概況</p> <p>平成 16 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた土地収用法に基づく意見の申出に関する事案は、54 件である。これらに前年度から繰り越された 4 件を加えた計 58 件が平成 16 年度に係属した。このうち 22 件について意見の申出を行い、残り 36 件は平成 17 年度に繰り越された。</p> <p>新規受付事案を処分の種類別にみると、土地収用法に基づく事業認定に関する処分を不服とするものはなく、すべて収用委員会の裁決を不服とするものである。</p> <p>(3) 係属事案の処理状況</p> <p>公害等調整委員会では、審査請求人及び処分庁の主張を整理し、証拠資料による事実確認等を行うこと等の審理手続を進め、国土交通大臣に対する申出内容の検討を行い、平成 16 年度中に 22 件意見の申出を行った。</p>
6 評価の観点	意見申出等の手続が適切に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	意見申出等の手続に関する諸資料
8 評価の結果	<p>国土全般の有効な利用のための土地利用調整という観点から事案の審理手続を行い、特に、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するために本制度が設けられたという趣旨を踏まえ、審査請求人の主張内容や趣旨を詳細に吟味し、それらを主張の要旨として適切に整理するなど、公正中立な第三者機関として適切な処理がなされたものとする。</p> <p>また、平成16年度においては、係属事案が多数に及んだが、同一の処分に関して複数の審査請求人から各々なされた審査請求については、併合して一体的に審理手続を進めるなど、適正かつ効率的に事案の処理がなされたものとする。さらに、平成16年度中に意見の申出が行われた22件のうち21件については、受付から概ね6ヶ月以内に意見の申出が行われており、迅速性という点においても適切に手続が進められたと考える。</p> <p>以上より、国土交通大臣に対する意見申出等が適切に行われており、目標は達成されたものとする。</p>